

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、そ
の翌日)

鳥取県告示第九十一号

告 示

- ◇告 示 相互救済事業に係る昭和四十八年度の経営状況
生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による診療所の廃止

保険医療機関の指定

保険医の登録

入会林野整備計画の適否の決定(二件)

保安林の指定予定

解除予定の保安林(二件)

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

都市計画の変更に係る案の縦覧

都市計画事業の認可

教育委員会の招集

◆公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

◆公 告 施 あん摩マーサージ指圧師、はり師及びあゆう師試験の実

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅共済会から同法同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和四十八年度の経営状況の通知があつたので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和48年度財団法人都道府県会館

災害共済事業経営状況

1 事業成績

(1) 火災共済

加入都道府県数

46都道府県
541,647,478,379円

共済責任額
共済基金分担金

532,650,218円
48件

被災件数

54棟

被災面積

8,041.45m²

災害共済金

90,506,431円

(第三種郵便物認可) 昭和50年1月28日 火曜日 鳥取県公報

(2) 損害率		16.99%
自動車損害共済		3,529,882円
加入都道府県数	10府県	341,413円
共済責任額	7,388,919,000円	76,070円
共済基金分担金	8,083,205円	88,227,499円
事故件数	16件	1,400,000円
事故台数	16台	61,375,802円
災害共済金	9,688,303円	1,186,744円
損害率	119.86%	43,984,357円
2 収支計算		15,298,133円
(1) 収入		27,223,845円
共済基金分担金	544,604,718円	99,087円
火災共済	536,180,100円	1,304,998円
自動車損害共済	8,424,618円	58,294円
繰入金	48,710,000円	7,345,748円
雑収入	60,644,570円	5,000,000円
責任準備金戻入	24,914,033円	29,589,045円
計	678,873,321円	342,251,294円
(2) 支出	差引剰余金	336,622,027円
災害共済金	100,194,734円	(準備積立金繰入)
火災共済	90,506,431円	3,905,755,466円
自動車損害共済	9,688,303円	336,622,027円
返戻金	3,871,295円	3,242,377,493円
3 準備積立金		前年度繰越高
本年度繰入高	計 (本年度末現在高)	3,242,377,493円

ほかに責任準備金	29,589,045円	歳計剩余金	15,691,810円
合 計	3,271,966,538円	計	664,729,687円
貸借対照表	昭和48年度社団法人全国公営住宅共済会経理状況		
借方 (資産の部)			
流動資産			
現 金	493,092,095円	昭和五十年一月二十八日	
銀行預金	62,299		
電話公債	492,276,506		
固定資産	753,290		
土 地	171,637,592	指 定 年 月 日	名 称
建 物	49,139,200	昭和五十年一月六日	鈴木歯科医院
什器備品	116,998,800	昭和五十年一月一日	長田産科婦人科医院
計	5,499,592		米子市上後藤三丁目6の1
貸方 (負債の部)	664,729,687		
準備積立金	11,460,000円		
退職給与積立金	389,275,795		
減価償却積立金	35,850,200		
電話公債買入金	40,061,000		
土地購入金	753,290		
会館建設金	49,139,200		
什器備品買入金	116,998,800		
	5,499,592		

鳥取県知事第九十四印

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基いて、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定による告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
白川歯科医院	米子市加茂町二丁目11番地	昭和四十九年十二月三十一日

鳥取県知事第九十四印

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基いて、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
長田医院	境港市佐斐神町二丁目11番地	"

鳥取県告示第九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
白川歯科医院	米子市河岡六一九	昭和五十年一月一日

鳥取県告示第九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
笠 井 敏 雄	鳥医第一、九二九号	昭和五十年一月八日

鳥取県告示第九十八号

青谷町桑原入会林野整備組合組合長青谷町大字桑原七一番地中林判治から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和五十年一月十四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとお

鳥取県告示第九十七号

國府町大石入会林野整備組合組合長國府町大字大石三八三番地小林寿導から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和五十年一月十四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

一 縦覧に供する書類の名称

大石入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月二十九日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

り告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

(二) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

米子市日原字後山一四八の三、一五〇の二、一五一の二、一五一の四、一五二から一五五まで、一五九、一六〇の一、一六一の二、一六二、一六三、一六四の三、一六五の二、一六六の二、二七一、二七二

(二) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として、伐採をができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

一(一) 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字大呂字日向猫畠六八〇の六、字蔭猫畠六八六の一、六八六の三から六八六の八まで、六八九、六九〇、六九一の一、六九一の二、六九二、六九四、六九五、字成畠六九七、六九七の一、六九七の二、七〇〇の一、七〇〇の三

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号
次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として、伐採をができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課並びに智頭町役場及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字坊谷三〇八一の二三、三〇八一の六〇(以上

二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字岩屋堂字柿原ノ上四三五の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

天神野土地改良区

理 事	谷 本 国 治	変更前	倉吉市鴨河内一九四五番六地
		変更後	倉吉市鴨河内一九四五番六八

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区

理 事	横 山 勝 将	変更前	米子市青木五〇四番地
	江 原 勝 美	変更後	米子市青木一一二二番地
		変更前	米子市青木一一二二番地

鳥取県告示第百四号

昭和四十九年十月十一日付けで西伯郡会見町田住四三五番地小林晃ほか二十二人の者から申請のあつた土地改良事業変更計画及び変更規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条の二第三項

において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び変更規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五号

昭和四十九年十二月二十八日付けで八東町から申請のあつた土地改良（島地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和五十年一月二十九日から三十日間

三　縦覧に供する場所

八東町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更し

ようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　施行者の名称

米子市

二　都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・十一号 米原南公園

三　事業施行期間

昭和五十年一月二十八日から昭和五十年三月三十一日まで

西ノ一、字村西ノ二、字円光寺ノ壹及び字円光寺ノ貳、古豊千字上大

井手東、字中道、字古道、字家通、字早田、字家向、字豊田、字古屋

敷及び字柳田、福市字下新田、觀音寺字戸上山下、字戸上山東平、字

戸上山西平、字奥大塔及び字大塔山東平、長砂町、宗像字妙見前、字

乞食谷、字安越谷及び字宮谷山、奥谷字越峰、字綿打谷、字大谷原、

字山ノ神山及び字弥三ヶ谷山、大谷町並びに陰田町

二　都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

三　縦覧期間

昭和五十年一月二十九日から昭和五十年二月十一日まで

一　都市計画を変更する土地の区域

三・三・六 蚊屋陰田町線

追加する部分

米子市蚊屋字紅梅、浦津字カフベ、字村北ノ壹、字村北ノ貳、字村

四 事業地
収用の部分

米子市米原字米原南地内

使用の部分
なし

定に基で、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 手 壽 義 之

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十年二月六日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室 (県庁七階)

二 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市弥生町三一七番地 潤尾喜久子

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年一月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顯

一 日時 昭和五十年一月三十一日 午前十一時十五分
二 場所 鳥取市東町一丁目111〇番地 鳥取県教育委員会委員室
三 議題 (1) 鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部改正について
(2) その他

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験を次のとおり実施する。

昭和50年1月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

学科試験 昭和50年2月25日 午前9時から
実地試験 昭和50年2月26日 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

鳥取県公安委員会告示第四号

風俗営業等取締法(昭和11年法律第百一十一号)第五条第一項の規

3 受験願書の提出期限

昭和50年2月8日(郵送の場合は、昭和50年2月8日までの消印のあるものは、有効とする。)

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定函一部】箇内川田氏(送付を含む。)】